

## 都立学校開放施設の使用に関する条件（都立立川学園）

都立学校開放事業運営委員長

東京都立立川学園校長

1 登録団体は以下の要件を満たす団体とします。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (6) その他運営委員会が定める条件を満たす団体

2 活動に関しては以下の条件があります。

- (1) 開放日でも本校部活動等が優先となります。使用許可されていても部活動や工事等が入った場合には使用許可を取り消しさせていただく場合があります。
- (2) 施設使用後は、使用器具の片付・原状復帰、施設の清掃、消灯、戸締り等をよく確認してください。守られない場合には、施設の使用を取りやめさせていただくことがあります。
- (3) 使用に伴う光熱水費（照明代）は無料です。ただし、空調の使用を希望される場合（7月～9月）は1回の使用（3時間）につき、光熱水費1,000円を負担していただきます。事前に納付書をお渡ししますので、利用日より前に納付をお願いします。
- (4) 体育館を開錠するカード（鍵）は、原則として利用日直近の金曜日（休日の場合にはその前日）に取りに来ていただきます。また使用後は、利用後直近の平日に経営企画室まで返却ください。
- (5) 都合により、施設を使用しなくなった場合には、事前に経営企画室担当までお知らせください。また、その場合には光熱水費（空調代）の負担は必要ありませんので納付しないようにお願いします。